

江別市監査委員告示第4号

地方自治法第243条の2第3項の規定に基づく、職員の賠償責任に関する監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成27年2月19日

江別市監査委員 松本紀和

江別市監査委員 岡村繁美

掲示期限：平成26年3月5日

26監第77号
平成27年2月9日

江別市長 三好昇様

江別市監査委員 松本紀和
江別市監査委員 岡村繁美

職員の賠償責任に関する監査結果について（報告）

地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、平成27年1月20日付け26環廢第140号により江別市長から監査請求のあった職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定について、監査した結果を次のとおり報告します。

記

1 請求の要旨

江別市生活環境部環境室廃棄物対策課に勤務していた [REDACTED] (以下「当該職員」という。) は、市のし尿収集の際に使用する証紙の売り渡し業務等に従事していたが、廃棄物対策課において証紙売りさばき人に証紙を売り渡した際、代金を指定金融機関等に入金することなく横領及び不当に保管し、市に損害を与えたと認めるので、地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、市長より賠償責任の有無及び賠償額の決定について監査を求められた。

2 監査実施期間

平成27年1月22日から平成27年2月9日まで

3 監査の実施方法

監査請求に基づき損害の事実及び賠償責任の有無を審査し、損害賠償額を決定するため、関係課に対し資料の提出を求め関係資料を精査するとともに、平成27年1月22日監査委員室において、関係職員として生活環境部長、同部環境室長、同室廃棄物対策課長、同課庶務係長及び会計管理者から事情を聴取し、資料収集を行い、これらの調査に基づいて横領及び不当な公金の保管に係る事実確認と損害賠償額を認定する方法で監査を実施した。

4 事実関係の確認

本件監査請求の要旨及び提出された資料並びに関係職員の事情聴取に基づき、次のように事実を確認した。

廃棄物対策課では、平成26年12月2日に会計課が実施した現金出納員に対する会計事務検査時に会計課職員から平成26年4月以降の証紙売り渡し代金に関して調定済みである170万円について入金未済となっている旨の指摘を受けた。

このことから、同日、廃棄物対策課長と庶務係長が事務担当の当該職員に事実を確認したところ、平成26年4月から11月までの間に証紙売りさばき人から受領した証紙売り渡し代金780万円を机やキャビネット内に保管し続けて入金していないことが判明した。

平成26年12月3日に、庶務係長が証紙の在庫枚数を確認したところ、平成25年度の証紙売り渡し代金と証紙売りさばき人へ支払う手数料の整合性が取れていないことが判明した。

このため、庶務係長が当該職員の処理していた関係帳簿等を調査したところ、電算システム上の証紙売り渡し代金の調定と収入は一致していたが、調定取消や未調定により金額を操作していた事実が判明した。

平成26年12月4日に、廃棄物対策課長と庶務係長が平成25年度分の不整合の件について当該職員に問い合わせたところ、当該職員は、生活費やローン返済のために受領した代金の一部を横領していた事実を認めた。

さらに廃棄物対策課長と庶務係長が関係帳簿等を精査した結果、当該職員による横領は平成25年10月から平成26年3月までの間に計5回行われ、総額で135万円になることが平成26年12月12日に判明した。

以上のとおり、平成26年度分においては、平成26年4月から11月までに受領した証紙売り渡し代金780万円の収納事務について当該職員が事務処理を怠り、長期間に亘り入金未済という不適切な収納事務を行い、不当に公金を保管したほか、平成25年度分においては、財務会計システムを操作し、調定の取消や未調定により受領した証紙売り渡し代金135万円を横領したものである。

なお、平成26年度分の不当に保管していた780万円については、平成26年12月4日に全額入金されていることを確認している。

また、平成25年度分のうち、横領していた証紙売り渡し代金135万円については、平成26年12月19日に当該職員から全額が市に入金されたことを確認している。

5 監査の結果

(1) 損害を与えた事実の有無について

本件事実確認のため、関係人からの事情聴取のほか担当部局から提出された調査資料である証紙受払保管日報、証紙購入申込書及び領収記録、収入調定書並びに納入通知書兼納付書・領収証書などの証拠書類との照合作業を行った。

その結果、横領は平成25年10月から平成26年3月までの間に5回行われ、合計で135万円の証紙売り渡し代金を市に納付しないで横領していた事実が確認された。

このことについては、平成26年12月4日に廃棄物対策課長及び庶務係長が当該職員に問い合わせし、本人も135万円を横領していたことを認めている。

さらに、平成26年4月から平成26年11月までの間に受領した証紙売り渡し代金780万円を不适当に保管していた事実も確認された。

このことから、証紙売りさばき人からの証紙購入申込書に基づき廃棄物対策課で受領した現金の受領年月日及び当該現金の指定金融機関への払込日の照合作業を行い、入金遅延の事実確認及び入金遅延日数を算出し、遅延利息が発生していることによる損害額の算定を行った。

以上のことから、市に対し損害を与えた事実について認められた。

(2) 賠償責任の有無について

① 本件監査請求の対象となる職員は、地方自治法第243条の2第1項に規定する職員でなければならない。

具体的には同条同項により賠償責任の対象となる職員として、会計管理者、会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員及び物品を使用している職員と規定されている。

当該職員は、平成14年4月1日以降、廃棄物対策課に配属後も継続して市長から現金取扱員に任命されており、現金出納員の命を受けて現金の出納若しくは保管又はその他会計事務を補助する職員であったと認定する。

② 関係書類との照合及び関係人からの事情聴取等の結果、平成25年10月から平成26年11月までの間、江別市に納入しなかった証紙売り渡し代金については、自己の用途に費消する目的で横領を重ね、また不适当に公金を保管していたものであり、他の者から強要されたり、あるいは納入が失念によるものと認められる事実は見当たらず、当該職員自身が故意に横領及び不适当に保管し、市に損害を与えたものと認められた。

以上のことから、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく損害賠償責任を有する職員であると認める。

(3) 損害賠償額について

当該職員が平成25年10月から平成26年3月までの間に横領した135万円及び平成26年4月から平成26年11月までの間、不适当に保管していた780万円については、全額弁済及び納入していることから、証紙売り渡し代金の納入未済による遅延利息相当分を損害賠償額とする。

損害賠償額 198,697円

※ 損害賠償額の算出基礎

利率は、民法第404条の規定に基づき、年5分とする。

遅延利息の計算にあっては、当該職員が証紙売り渡し代金を収納した日（横領した日）の翌日を起算日とし、終期日は、当該職員が指定金融機関へ納入した日までの期間により、1件ごとにそれぞれ算定した期間とする。

6 監査結果に関する意見

本件監査請求では、提出資料等に基づいて公金の横領及び不适当に公金を保管してい

た事実を確認し、賠償責任の有無並びに損害賠償額を決定したところであるが、常に市民に信頼される市政の確立に向け取り組んでいる中で起きた不祥事であり、誠に遺憾である。今回の不祥事により市民の信頼を損ね、市の業務に対する信用の多大な失墜を招き、その影響は計り知れないものがある。

かかる事態に至った直接的要因は、当該職員の地方公務員としての倫理観の欠如が最大の原因であるが、市の組織における管理体制や公金の取り扱いに係る体制の不備等にも、今回の不祥事を見逃すこととなった原因があったものと思われる。

証紙売り渡し代金の収納事務を遂行するにあたり、当該職員も含め複数の職員が現金取扱員に任命されていたが、結果的に当該職員一人に証紙売り渡し代金の収納事務を任せていたものである。この状況は、通常の業務管理を適正に実施していれば早期に発見できたことは容易に推察され、管理職及び職員相互におけるチェック体制等の事務処理上にも問題があったものと判断される。

このことは、違法行為や不正、ミスなどを発生させることなく、法令やルール、手続等に基づいて業務が健全かつ効率的に運営されるよう、組織自らが自律的に管理統制を行う仕組みである内部統制システムが全庁的に確立されていないことによるものと思われることから、システム構築に向け早期に検討されたい。

不祥事発覚後、証紙売り渡し代金の納入方法等について規則改正を行うなど改善策を講じているが、今回不祥事が発覚した廃棄物対策課のみならず公金を取り扱うすべての部署において、現行の事務処理のあり方について再検討するとともに、今後このようなことが二度と起こらないよう対策を講じ、職員一人ひとりの公務員倫理意識の向上に向け、より一層の指導を強く求めるものである。